

第30回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成22年6月28日(月)に「第30回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

前回の委員会活動の内容を事務局が説明し、それを承認した後、「野洲川小浜河川公園」と「野洲川川田河川公園」の更新申請にかかる審議に入りました。

今回は、「審査表」に基づく審議と、委員会から河川管理者に提出する「意見書」の内容について審議を行いました。



▲第30回河川保全利用委員会

開催日時:平成22年6月28日(月)9:30~12:30

場 所:ライズヴィル都賀山 会議室「アイリス」

参加者数:委員9名 河川管理者3名 事務局3名 傍聴者7名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第29回委員会活動の整理事項
 - 2) 小浜河川公園及び川田河川公園の審査表の審議
 - 3) 小浜河川公園及び川田河川公園の意見書(案)の審議
3. 一般傍聴者からの意見聴取
4. 委員会の今後のスケジュールについて
5. 閉会

配布資料

- ・議事次第
- ・第29回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・第29回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・審査表
- ・意見書(素案)
- ・前回委員会の質問事項等について
- ・今後のスケジュールについて

審議の概要

◇小浜河川公園及び川田河川公園の審査表の審議

前回の委員会で、河川管理者が「審査結果一覧表」の説明を行い、それに対する意見が出されましたので、それらを踏まえて事務局が「審査表」を作成し、審議を行いました。

主な意見は次のとおりです。

- 審査表に記載するコメントは委員会の意見と解るように文言を修正する。
- 前回から改善されている点は部分的であっても評価するべきではないか。
→全体評価を示した上で、括弧書きで改善部分を評価することとする。
- 小浜河川公園をヨシ帯再生区域へのアプローチ基地として利用することは一定の評価をしても良いと思うが、具体的な内容を示して貰いたい。

- 川田河川公園の「B12適正面積」は必要最低限であるかをどのように判断するのか。コメントは基本理念・基本方針に基づいた表現になっているが、理念・方針はA11、A21で判断しているので、ここではそれとは別に判断すれば良いのではないか。
- 利用者からの意見聴取はホームページと現地アンケートにより行われているが、十分でなく改善が必要である。また、その結果の取り扱い方について、より良い方向になるように河川管理者から占用者に指導してもらいたい。
- 審査表では「川とのふれあい」を川の水との触れあいのみに限定しているようで判断基準を狭くしているように思われる。川の風景を楽しむのも「川とのふれあい」ではないか。

◇小浜河川公園及び川田河川公園の意見書(案)の審議

河川管理者に提出する意見書の審議を行うために、前回(平成20年度)の意見書等を参考に事務局がたたき台となる意見書素案を作成しました。審議の結果、次のような意見がありました。

- 小浜河川公園をヨシ帯再生区域へのアプローチ基地に利用することについては評価できるが、具体的な内容が示されていないので、要望事項で具体的な内容を求めるべきではないか。
→小浜河川公園にも検討期間を付け加えるべきなので、要望事項でなく意見として追加する。
- 川田河川公園の意見書は否定的な表現が多いので、もう少しトーンを弱めた方が良いのではないか。
- 既設階段を現状のまま利用するには課題が残るが、色々と計画を示しているので、その評価を意見書に反映すれば良いのではないか。

また、委員から「ヨシ帯再生事業」は確実な実施を危惧する意見がありましたが、河川管理者からは、学識者・地元関係者等による「協議会」を立ち上げて事業を進めており、確実な実施が見込める、との説明がありました。

◇一般傍聴者からの意見について

一般傍聴者から「川田河川公園の意見書②には、前段で触れられていない内容が書かれているので整合をはかるべき」との意見を頂きました。

今後の委員会開催予定

●第31回委員会

日 時:調整中 場 所:調整中

■主な審議内容

川田河川公園と小浜河川公園の更新申請に係る意見書の審議

※審議内容については、進行の都合上、変更する場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース 第32号 2010年7月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904 FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozon/>

E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。